

分科会の開催経緯・目的

- この分科会は、平成30年度に開催された「労働基準法施行規則第35条専門検討会」において、新たな化学物質による疾病について幅広く検討するよう要請を受けたため開催し、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2等に掲げる化学物質による業務上疾病の範囲について、定期的に医学的な検討を行っているもの（前回は平成23・24年度に開催）
- 前回以降の新たな医学的知見の状況を踏まえ、別表第1の2および大臣告示に新たに追加すべき物質や症状または障害があるか否かを検討

検討事項

検討結果

大臣告示に規定されている168の化学物質のうち、新たな症状または障害の「症例報告」・「疫学研究報告」がある124物質について、追加すべき症状または障害の検討

■ 次の3物質について、新たな症状または障害を追加することが適当（報告書3ページ）
 ・ **弗化水素酸** ・ **砒化水素** ・ **トリクロロエチレン**

■ 現在3物質に規定されている「血管運動神経障害」について、現在の知見では生じないため、変更または削除することが適当（報告書5ページ）

SDSの交付義務のある物質のうち、告示に規定されていないが、一定の症例報告等がある74物質について、追加すべき物質の検討

次の5物質を大臣告示に追加することが適当（報告書4ページ）
 ・ **二酸化塩素** ・ **2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン**
 ・ **臭化水素** ・ **水酸化カルシウム** ・ **ヨウ化メチル**

理美容師等における接触皮膚炎に関して、パッチテストの陽性率が高い18物質について、追加すべき物質の検討

2物質を大臣告示に追加することが適当（報告書4ページ）
 ・ **パラトルエンジアミン** ・ **チオグリコール酸アンモニウム**

木材粉じんによるがんを新たに追加すべきか検討
 ※これまで国内での発症例がないこと等から追加が見送られてきた。

新たな国内での発症例がないこと等から追加する必要はない（報告書4～5ページ）